



秋田県公報

目次

告示

字の区域の変更(四八六、四八七・市町村課)

既存の大規模小売店舗の変更に関する届出(四八八・商工業振興課)

開発行為に関する工事の完了(四八九・仙北建設事務所)

公告

危険物取扱作業の保安に関する講習の実施(総合防災課)

教育委員会告示

教育委員会会議の開催(九)

その他

平成十四年度行政書士試験の実施

告示

秋田県告示第四百八十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、大森町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十四年七月九日

秋田県知事 寺田典城

変更前の字の区域

変更後の字の区域

平鹿郡大森町八沢木字九ノ下
 一の一、二の一、三、四、五の二、八の二、一〇、
 一一、一四の二、一五の二、一五の三、一五の五、
 一六の一、一六の二、一七の一、一八から二一ま
 で、二五の三、二六、二七の四及びこれらの区域
 に介在する水路である国有地の全部

平鹿郡大森町八沢木字
 山ノ根

平鹿郡大森町八沢木字窪田
 一の三、二から五まで、六の一、七、八の一、九
 の一、九の二、一〇の一、一〇の一〇、一一の二、
 一六の三、一七の二、一七の三、一八の二、一八
 の三、一八の五、一八の一〇、二二の三、二四の
 三、二六の二、二七の三、二八、二八の一、二九
 の一から二九の三まで、三三の一及びこれらの区
 域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

平鹿郡大森町八沢木字八景田
 一八の一、一九の一、二〇の一、二七の一、三八
 の一、三九の三、四〇の四、四五の三、四六の一、
 四六の三、四七の一、四七の二、四九の一、五〇、
 五二の一及びこれらの区域に介在する道路、水路
 である国有地の全部

平鹿郡大森町八沢木字
 中房

平鹿郡大森町八沢木字八景田
 一の一、二の二、三から五まで、六の一、一四の
 五、一五の四、一六の一、一七の一

平鹿郡大森町八沢木字太田
 三〇及びこの区域に隣接する水路である国有地の
 全部

平鹿郡大森町八沢木字山崎
 二の一、三の一、六の一、八の三、八の六、一〇
 の一、一〇の二、一〇の六、一三の二、一五の一、

<p>一五の二、二一の三、二二の二、二三の二、二五の二、二六の二、二七の二、二八の二、二九の二、三〇の二、三一の二、三二の二、三三の二、三四の二、三五の二、三六の二、三七の二、三八の二、三九の二、四〇の二、四一の二、四二の二、四三の二、四四の二、四五の二、四六の二、四七の二、四八の二、四九の二、五〇の二、五一の二、五二の二、五三の二、五四の二、五五の二、五六の二、五七の二、五八の二、五九の二、六〇の二、六一の二、六二の二、六三の二、六四の二、六五の二、六六の二、六七の二、六八の二、六九の二、七〇の二、七一の二、七二の二、七三の二、七四の二、七五の二、七六の二、七七の二、七八の二、七九の二、八〇の二、八一の二、八二の二、八三の二、八四の二、八五の二、八六の二、八七の二、八八の二、八九の二、九〇の二、九一の二、九二の二、九三の二、九四の二、九五の二、九六の二、九七の二、九八の二、九九の二、一〇〇の二</p>	<p>平鹿郡大森町八沢木字山ノ根 六の二</p>	<p>平鹿郡大森町上溝字寺内 三の一の一部、五の一、六及びこれらの区域に隣接介する水路である国有地の全部</p>	<p>平鹿郡大森町八沢木字中房 二七の三の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部</p>	<p>平鹿郡大森町上溝字内小詰沢 三、四の一、五の一、五の二、六の三、五六の四、五六の五及びこれらの区域に隣接介する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>平鹿郡大森町上溝字観音寺 二の二、三の二及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部</p>	<p>平鹿郡大森町上溝字寺内 二七四の一、二七五から二八二まで及びこれらの区域に隣接介する水路である国有地の全部</p>	<p>平鹿郡大森町上溝字松原 七二、七三、九三、九八の二、九九、一〇〇の二</p>
<p>及びこれらの区域に隣接介する道路、水路である国有地の全部並びに六五の二に隣接する道路である国有地の全部</p>		<p>平鹿郡大森町上溝字新屋敷 一、一の一、一の四、二、二の二、四、四の一、五、五の三、六、七の二、八から一〇まで、一〇の二、一一、一二、一七、三九、四七の一、五三から五五まで及びこれらの区域に隣接介する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>平鹿郡大森町上溝字木伐橋 一の一、一の二、二、三、五の二、七の一、八の一、九の一、九の二、一〇の一、一一の一、一二の一、一三の一、一三の三、一四、一五の一から一五の五まで、一六の一、一六の二、一七、二二の一及びこれらの区域に隣接介する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>秋田県告示第四百八十七号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、象瀧町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。 右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から効力を生ずる。 平成十四年七月九日</p>	<p>平鹿郡大森町上溝字観音寺</p>	<p>内 平鹿郡大森町上溝字寺内</p>	

<p>及びこれらの区域に隣接介する道路、水路である国有地の全部並びに六五の二に隣接する道路である国有地の全部</p>	<p>平鹿郡大森町上溝字新屋敷 一、一の一、一の四、二、二の二、四、四の一、五、五の三、六、七の二、八から一〇まで、一〇の二、一一、一二、一七、三九、四七の一、五三から五五まで及びこれらの区域に隣接介する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>平鹿郡大森町上溝字木伐橋 一の一、一の二、二、三、五の二、七の一、八の一、九の一、九の二、一〇の一、一一の一、一二の一、一三の一、一三の三、一四、一五の一から一五の五まで、一六の一、一六の二、一七、二二の一及びこれらの区域に隣接介する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>秋田県告示第四百八十七号 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、象瀧町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があつたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。 右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から効力を生ずる。 平成十四年七月九日</p>	<p>秋田県知事 寺 田 典 城</p>	<p>変更前の字の区域</p>	<p>由利郡象瀧町大砂川字釜道 五八の五及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部</p>	<p>由利郡象瀧町大砂川字 浜田</p>
<p>変更後の字の区域</p>		<p>由利郡象瀧町大砂川字</p>	<p>由利郡象瀧町大砂川字</p>	<p>由利郡象瀧町大砂川字</p>	<p>由利郡象瀧町大砂川字</p>	<p>由利郡象瀧町大砂川字</p>	<p>秋田県知事 寺 田 典 城</p>

<p>由利郡象潟町川袋字角ノ越 二二の一部、二三及びこれらの区域に隣接する道</p>	<p>由利郡象潟町川袋字大田 一から七まで、九、一一の一、一二の二、一八、一九の一、二二の二、二三、二五から二七まで、二八の一の一部、二八の二、二九の一の一部、二九の二、三〇の一の一部、三三の一部、三三、三四、三五の一部、三六、三七の一部、三八、三九の一部、五九の一部、六〇及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡象潟町川袋字川崎 大砂川字ヲフキ一〇の三に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡象潟町大砂川字浜田 二七の一部、二九から三一までの各一部、三三の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡象潟町大砂川字宮ノ前 一七から一九までの各一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡象潟町大砂川字ヲフキ 四の一部、五の一部、三六の一の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部</p>	<p>由利郡象潟町大砂川字宮ノ前 六の二、七から一六まで、一七から一九までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部並びに六の一に隣接する水路である国有地の全部</p>
<p>由利郡象潟町大砂川字ヲフキ</p>						

<p>由利郡象潟町川袋字坂ノ下</p>	<p>由利郡象潟町大砂川字後田 一の一部、二、三、三の二の一部、四の一の一部、五の一、七の二の一部、一六の二の一部、一七の一の一部、一七の二の一部、一七の三、一八、一九の一部、二〇の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡象潟町川袋字大田 一一の二、一二の一、一六、一九の二、二〇の一、二一の一及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡象潟町大砂川字ヲフキ 三三の二及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡象潟町川袋字坂ノ下 五二の九、五二の一〇</p>	<p>由利郡象潟町大砂川字後田 三の一の一部、七の一の一部、八、九の一、一〇の一の一部、一〇の二、一一から一三まで、一四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡象潟町大砂川字後田 七の一の一部、七の四</p>	<p>路、水路である国有地の全部</p>
<p>由利郡象潟町大砂川字</p>	<p>由利郡象潟町川袋字大田</p>						<p>由利郡象潟町大砂川字天神免</p>

<p>五六の五</p> <p>由利郡象潟町大砂川字後田</p> <p>一の一部、二〇の一部、二二の一部、二二の一部、二三の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡象潟町大砂川字堤根</p> <p>二の二、三の二</p>	<p>由利郡象潟町大砂川字御田神下</p> <p>六の二、七</p>	<p>由利郡象潟町大砂川字六郷田</p> <p>七の一部、八の一部、一〇から一二までの各一部、一三から一六まで、一七の一部、一七の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡象潟町大砂川字天神免</p> <p>一七の一部、一八の一部、二〇の一部、二二の一部、二二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡象潟町大砂川字関ノ上</p> <p>一、二、四の一部、五の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部</p> <p>由利郡象潟町大砂川字天神免</p> <p>一、二、三の一部、四から六まで、一六の一部、一七の一部、一八の一部、二二の一部、二二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>由利郡象潟町大砂川字山屋</p>	<p>後田</p>	<p>由利郡象潟町大砂川字関ノ上</p>				<p>由利郡象潟町大砂川字六郷田</p>	
--	------------------------------------	------------------------------------	---	--	--	---------------------	-----------	----------------------	--	--	--	----------------------	--

<p>五三の二及びこの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡象潟町大砂川字天神免</p> <p>大砂川字カクチタ一、七六、七七、七九、八一に隣接する水路である国有地の一部</p>	<p>由利郡象潟町大砂川字山屋</p> <p>一一の一部、四二の一部、四三の一部、四六の一部、四八の一部、四八の二、四八の三の一部、四九の二、五〇の二の一部、五一、五二の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに一の地先の道路である国有地の全部並びに大砂川字カクチタ一九の一に隣接する道路である国有地の全部</p>	<p>由利郡象潟町大砂川字カクチタ</p> <p>八の一部、一九の一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部</p>	<p>由利郡象潟町大砂川字浜田</p> <p>一の一部、二の一部、四に隣接する道路である国有地の全部</p>	<p>秋田県告示第四百八十八号</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。</p> <p>平成十四年七月九日</p>	<p>一 届出事項の概要</p>	<p>由利郡象潟町大砂川字カクチタ</p>			<p>由利郡象潟町大砂川字山屋</p>			<p>秋田県知事 寺田典城</p>
--------------------------------------	---	---	---	--	--	------------------	-----------------------	--	--	---------------------	--	--	-------------------

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
東北ビル開発株式会社 代表取締役 森 本 謙 一
奈良県北葛城郡広陵町大字平尾十一番地の二二
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
大館ショッピングシティ
大館市御成町三丁目一番一号
- (三) 変更しようとする事項
(1) 小売業を行う者の閉店時刻
イオン株式会社 外十三者
ア 変更前 午後十時
イ 変更後 午後十一時
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
ア 変更前 午前八時三十分から午後十時三十分まで
イ 変更後 午前八時三十分から午後十一時三十分まで
- (四) 変更する年月日
平成十四年六月二十八日
- 二 届出年月日
平成十四年六月二十六日
- 三 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
大館市役所 商工課
(二) 縦覧期間
平成十四年七月九日から同年十一月十一日まで
- 四 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- 五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

一 講習の種類、期日、時間及び場所

公 告

秋田県告示第四百八十九号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十三年十二月二十五日付け指令仙建 二十八 五で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成十四年七月九日

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大曲市下深井字板口端十七番地の一
秋田企画株式会社 代表取締役 粟津 正蔵

二 開発区域に含まれる地域の名称
大曲市船場町一丁目三十六番二、三十七番二、三十八番二、三十八番十八の内、四十七番、四十八番、五十八番、五十九番、七十二番、七十三番、七十八番の内、七十九番の内、八十番の内、八十一番の内、八十二番の内、八十三番一、八十六番の内及び八十八番の内並びに緑町二百十九番一の内、三百十二番二、三百十二番十一の内、三百十二番十二の内、四百十四番一の内及び四百十五番の内

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の二十三の規定により、平成十四年度危険物取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施するので、公示する。
平成十四年七月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

種 別	期 日	時 間	場 所
	平成十四年 八月二十七日(火) 八月二十九日(木)	午後一時三十分から午後四時三十分まで 午前九時から正午まで	男鹿市民文化会館 秋田市文化会館

<p>一般(その他)</p>	<p>平成十四年 八月二十七日(火) 八月二十九日(木) 九月四日(水) 九月六日(金) 九月十日(火) 九月十一日(水) 九月十二日(木) 九月十八日(水) 九月二十日(金) 九月二十五日(水) 九月二十七日(金)</p>	<p>午後一時三十分から午後四時三十分まで " " " " " " " " " " " "</p>	<p>男鹿市民文化会館 秋田市文化会館 大館市立中央公民館 大曲仙北広域交流センター 湯沢雄勝広域交流センター 秋田市文化会館 能代市文化会館 鹿角地域広域交流センター 秋田市文化会館 秋田市文化会館 本荘由利地域職業訓練センター 横手平鹿広域交流センター</p>
<p>石油コンビナート</p>	<p>平成十四年 八月二十七日(火) 九月二十五日(水)</p>	<p>午前九時から正午まで "</p>	<p>男鹿市民文化会館 秋田市文化会館</p>
<p>給油取扱所</p>	<p>九月四日(水) 九月六日(金) 九月十日(火) 九月十一日(水) 九月十二日(木) 九月十八日(水) 九月二十日(金) 九月二十六日(木) 九月二十七日(金)</p>	<p>午前九時から正午まで " " " " " " " " "</p>	<p>大館市立中央公民館 大曲仙北広域交流センター 湯沢雄勝広域交流センター 秋田市文化会館 能代市文化会館 鹿角地域広域交流センター 秋田市文化会館 本荘由利地域職業訓練センター 横手平鹿広域交流センター</p>

二 講習科目

- (二)(一) 危険物関係法令に関する事項
- 危険物の火災予防に関する事項

三 受講対象者

- 製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者
- 受講申請に必要な書類

五

- 受講申請書及び証紙納付書
- 受講申請書の交付
- 交付期間等

- (二) までの午前九時から午後五時まで
- 交付場所

六 社団法人秋田県危険物安全協会連合会（秋田市中通四丁目三番二十三号）又は県内の危険物安全協会
 受講申請書の受付

(一) 受付期間等
 日曜日及び土曜日を除き、平成十四年七月二十六日（金）から同年八月八日（木）までの午前九時から午後五時まで

(二) 受付場所
 社団法人秋田県危険物安全協会連合会（秋田市中通四丁目三番二十三号）又は県内の危険物安全協会

郵送による申込みの場合は、申請書の受講票に住所及び氏名を記入し、五十円切手をはって、郵送すること。

七 受講手数料
 (一) 受講手数料の額
 四千七百円

(二) 納付方法
 秋田県証紙により納付すること。

八 問い合わせ先
 社団法人秋田県危険物安全協会連合会（電話〇一八 八三六 三三三六）又は県内の危険物安全協会

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第九号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十四年七月九日

秋田県教育委員会委員長 米田 愛治

一 日時 平成十四年七月十二日 午前十時四十分

二 場所 教育委員室

三 案件

(一) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について 他一件
 (二) その他

その他

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定による秋田県知事の委

任に係る平成十四年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成十四年七月九日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 砂子田 隆

一 試験の日時及び場所

(一) 日時
 平成十四年十月二十七日（日）午後一時から午後三時三十分まで

(二) 場所
 秋田市手形学園町一番一号 秋田大学手形キャンパス

二 試験の方法及び出題数

次の事項について筆記試験により行う。

(一) 行政書士の業務に關し必要な法令等

(2) (1) 出題形式 択一式及び記述式
 出題数 四十題

行政書士法（行政書士法施行規則を含む）、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中からそれぞれ出題する。なお、法令については、平成十四年四月一日現在施行されているものに関して出題する。

(二) 一般教養
 (1) 出題形式 択一式
 (2) (1) 出題数 二十題

三 受験申込みに必要な書類
 受験願書一式

四 試験案内及び受験願書の配布

(一) 郵送配布

(1) 配布期間

平成十四年八月一日（木）から同月二十三日（金）まで

(2) 配布請求先

郵便番号一五二 八七九九 東京都目黒郵便局留 財団法人行政書士試験研究センター

(3) 請求手続
 百六十円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角二号・A四サイズの用紙が折らずに入る大きさのものとする。）を同封した上で、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、財団法人行政書士試験研究センターあてに郵便で請求すること（八月二十三日必着のこと。）。

(二) 窓口配布

(1) 配布期間

日曜日、土曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第三条に規定する休日を含む。)を除き、平成十四年八月一日(木)から同年八月三十日(金)までの午前九時から午後五時までとする。ただし、秋田県企画振興部市町村課行政班での配布時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

(2) 配布場所

ア 東京都目黒区上目黒三丁目六番十八号TYビル七階 財団法人行政書士試験研究センター
イ 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県企画振興部市町村課行政班
ウ 秋田市山王四丁目四番十四号秋田県教育会館四階 秋田県行政書士会
ただし、秋田県企画振興部市町村課行政班及び秋田県行政書士会に備え置く試験案内及び受験願書は、数に限りがあるため、配布できない場合がある。

五 受験願書の受付

(一) 受付期間

平成十四年八月五日(月)から同年八月三十日(金)まで

(二) 受付場所

東京都目黒区上目黒三丁目六番十八号TYビル七階 財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布するあて先印刷済の封筒により郵送すること。八月三十日の消印のあるものまで受け付ける。なお、秋田県企画振興部市町村課行政班及び秋田県行政書士会では、受験願書の受付は行わない。

六 受験手数料

(一) 額

七千円

(二) 納付方法

試験案内を確認すること。

七 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状況により必要な措置をとることがあるので、受験の申込みに先立って財団法人行政書士試験研究センター(電話番号〇三五七二五 七四六〇)まで早めに相談すること。

八 合格発表

(一) 日時

平成十五年一月十五日(水)午前九時

(二) 方法

財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送する。
九 試験についての問い合わせ先
財団法人行政書士試験研究センター(電話番号〇三五七二五 七四六〇)

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷所 印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄